

空白地域解消推進協議会 演習
「我が町に日本語教室を！
外国人数100人と1000人の自治体の
日本語教室立ち上げ事例から」

堀 永乃(一般社団法人グローバル人財サポート浜松 代表理事)

在留外国人数は 256万1848人
外国人労働者は 約128万人

(2017年末現在)

多文化共生までのあゆみ

戦後～80年代 在日コリアンの定住化と人権

- ・ 特別永住者や中国残留邦人等への対応

1980年代 経済大国「日本」へ～地域外交と国際交流～

- ・ 国際交流の推進(姉妹都市交流、市民レベルで文化体験など)

1990年代 「顔の見えない外国人」の定住化

- ・ デカセギと呼ばれる南米系外国人の増加に伴う課題の対応
- ・ 国際協力の推進(例;途上国への支援)

2000年代～ 外国人住民施策の体系化～「生活者」としての外国人

- ・ 外国人集住都市会議(2001年 浜松宣言)
- ・ 総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定(2006年)

- 1990年の**入国管理及び難民認定法の改正**により、日本にルーツのある日系人の受け入れが始まった。

→そのため製造業を中心に南米系外国人の来日が増加

- 1993年「**技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針**」により、在留資格「**特定活動**」の一類型として**技能実習制度**が創設された。

→技術移転を名目にするも「労働者」としてのアジア系外国人が来日。ただし、技能実習制度には様々な課題が山積している

- 2008年外国人**留学生30万人**計画（平成15年に10万人計画を達成）

→外国人留学生の受け入れと卒業後の就労を支援

- 2008年3月**総務省「地域における多文化共生推進プラン」**策定

- 2012年**高度人材**ポイント制度による出入国管理上の優遇制度

→「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」の受け入れ促進

- 2018年(7月～) **日系4世**の受け入れ

海外に住む18～30歳の日系4世について日本で自由に働ける「特定活動」の在留資格で、最長3年間(1年間ごとに更新)の滞在を認める。原則として家族は帯同できず、日本語で日常会話や読み書きができることを来日や資格更新の要件にする

- 2019年？ **単純労働者**の受け入れ

(経済財政運営の基本方針「骨太の方針」(2018年6月)に盛り込む?)

慢性的な人手不足に陥っている「**建設**」「**農業**」「**宿泊**」「**介護**」「**造船**」の5分野を対象に、新設する「特定技能評価試験」(仮称)に合格すれば就労資格を得られるようにする。

→2025年までに50万人超えを目指す

→3年→5年→10年→永久的に…

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進）

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進（抜粋）

・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年7月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、本年3月に国会に提出し、5月に成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実に資する具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。

・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。

第28回国家戦略特区諮問会議とりまとめ（平成29年2月21日）

（1）クールジャパン・インバウンド外国専門人材の受入れ・就労促進

・外国人観光客等を含む消費者向けサービス分野を中心に、我が国に学びに来た留学生などを始め、クールジャパン・インバウンド対応に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大しつつある。

・当該ニーズに機動的に対応し、外国人材の習得した専門的知識・技能が企業等で最大限活用されるようにするため、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって、

（i）受け入れる外国人が行う活動について、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するか否か、

（ii）現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、国内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができるか否か

などについて協議・検討を行った上で、必要に応じ上陸基準省令の特例の対象等とする枠組みを設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。

・併せて、区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析、提案等を通じ、制度運用に係るルールの一層の明確化・透明化を図る。

外国人観光客の誘致・国内商品の販売促進



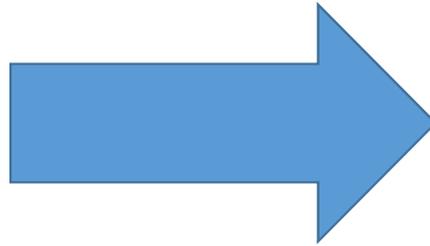
経済効果



外国人労働者の受け入れは加速する



人材確保



外国人労働者と日本語教室

- 団体管理型(海外支社)の転勤や研修により来日し雇用形態にある外国人
→本社企業による

高度人材としての外国人労働者は専門の研修機関により来日後の日本語教育を十分に受けることができる

日本語ができないと業務上困る

- 派遣や請負での雇用形態にある外国人
→派遣会社による
- 技能実習制度を活用して雇用形態にある外国人
→受け入れ機関および受け入れ企業による

通訳がいるので日本語が
できなくても大丈夫

安価な労働力としての外国人労働者(優良な機関を除く)は来日後の日本語教育を十分受けることができない

日本語ボランティアによる地域の教室に委ねられるように・・・

日本語教室は外国人の抱える課題解決の手法から 多文化共生のための手法へと展開していく

文化・習慣の違いによる
トラブルの解決

正しい情報(知識)

不利な条件の解消



持続可能な社会の実現

日本人の自己実現 外国人の自己実現

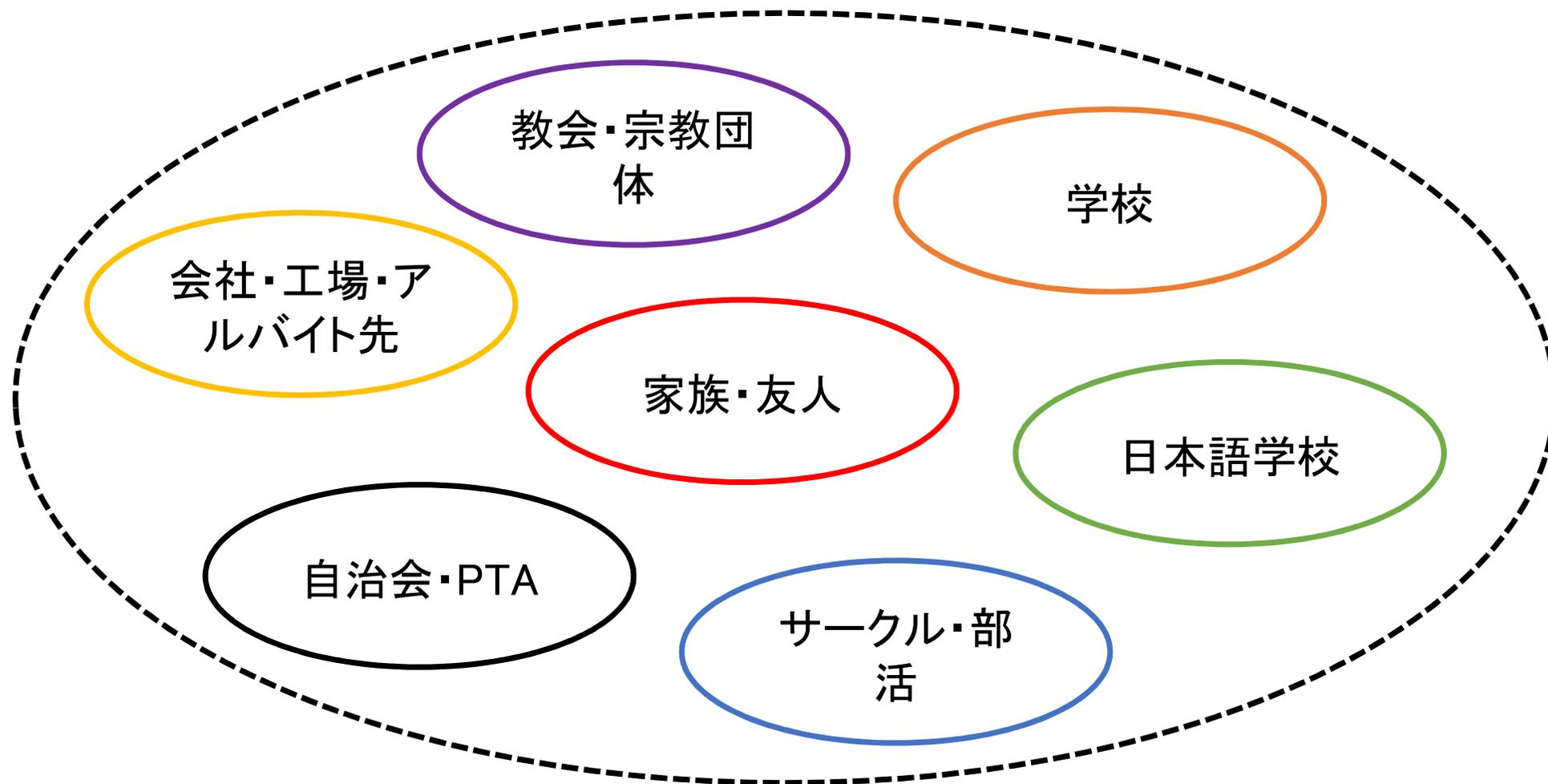
成長欲求

関係欲求

生存欲求

アルダーファのERG理論

外国人を取り巻く環境とコミュニティ



地方自治体が多文化共生を推進する意義

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。

地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する。また、世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。

さらに、多文化共生のまちづくりを進めることで、**地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に、多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなる。**

総務省 多文化共生に関する研究会報告書(2006年3月)より堀抜粋

地域日本語教育は、
持続可能な社会の構築のための手段である

空白地域の状況

○全市区町村数 1, 896

○「生活者としての外国人」のための日本語教室が開設されていない
市区町村(空白地域)数

1, 209【全体の63. 7%】

○空白地域に住んでいる外国人数 約55万人(約25%)

(文化庁日本語教育実態調査)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 報告資料より

(平成21年1月報告)

①体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、体制整備の在り方、評価の方法等についての指針...
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備、内容等の検討・調整...
市町村	日本語教育の内容等の具体化、地域における指導者の養成...

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 報告資料より

(平成21年1月報告)

②各機関の連携協力の在り方

…国と都道府県，都道府県と市区町村の連携のほか
省庁間，都道府県間，市町村間の連携，
関係団体とのネットワークも重要

③コーディネート機関・人材の必要性

…都道府県及び市町村においては，日本語教育のコーディネート
機能を自治体等の本来業務として位置付け，それを担う人材を
できる限り常勤職員として配置することが重要。

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠

- 日本語教育の目的・目標
- 標準的な教育内容(生活上の行為)

地域日本語教育スタートアッププログラム

○対象

- ・「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室がこれまで開設されていない地域(空白地域)
- ・地方公共団体(国際交流協会含む)が応募

○内容

- ・日本語教室の立ち上げに向けた準備・体制整備
- ・地域日本語教育アドバイザー(文化庁が委嘱)を派遣支援
- ・現地で活動するコーディネーターの支援

考えてみましょう

- 目指すべき地域(社会)の未来像
- 日本語教室は、
誰のための？
何のための？
どうやって？